平成23年度第７回政治資金適正化委員会
議事録（抜粋）より

資料５－４

平成２３年度第７回政治資金適正化委員会

（開催要領）

１．開催日時：平成２４年３月１６日（金）　１０時３０分～１２時１５分

２．場　　所：総務省　１０階　１０階共用会議室２

３．出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

（議事次第）

１．開　会

２．議　題

（１）「領収書等」の必要記載事項について

（２）収支報告書に記載すべき支出の区分等について

（３）政治資金監査に関するＱ＆Ａの追加・改定について

（４）政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について

（５）政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（上半期）の実施計画について

（６）登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について

（７）その他

３．閉　会

（配付資料）

資料１　「領収書等」の必要事項について

資料２　収支報告書に記載すべき支出の区分等について

資料３　政治資金監査に関するＱ＆Ａの追加・改定について

資料４　政治資金監査に関する研修（上半期）の実施計画について

資料５　政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会（上半期）の実施計画について

資料６　登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について

資料Ａ　「領収書等」の必要記載事項

資料Ｂ　政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ（抄）

資料Ｃ　領収書等の発行者の住所記載について

資料Ｄ　収支報告書に記載すべき支出の区分

資料Ｅ　企業会計について

【谷口委員】（前略）

もう一つの企業会計につきましても、これまでも外部においてしばしば問題提起をされてきたところでございまして、今回このような形で、おそらく総務省としては初めて論点の整理がなされたという点で意義があろうかと思います。

しかしながら、これも事務局からの御報告にもありましたとおり、企業会計方式を導入する場合は、収入に対する監査をどうするのか等々、かなり大きな制度改正が必要になってきそうでございます。となると、本件が、当委員会から総務大臣に対する建議というスキーマに適すかどうか、にわかに判断がつきかねる部分がございます。

ですので、この問題は、そもそも当委員会として何か結論を出すというよりも、国民、国会に対して検討材料、資料を提供するという目的で論点に加えていただいたという経緯もございますので、今のところは、この事務局案のような形で議論を整理する。ただ、これは委員限り資料にはせず、公表したほうがよいのではないかと私は思いますけれども、そこを除けば、あとは国民、国会の議論を待つということでよろしいだろうと考えます。

【上田委員長】　企業会計の話になっていますので、小見山委員、お願いします。

【小見山委員】　小見山でございます。

まず最初の支出の区分のところでございますけれども、こちらは数を増やすか減らすかということもありますけれども、数を増やすことによって、ほんとうに明瞭性が確保できるのか、それから、比較可能性がより確保できるのかということがございまして、それらを考慮しますと、やはりもう少し議論をしていくべきだと思います。実際に使い勝手を考えて、使う方の側に立って、これらのことは考えるべきだと思っております。いろいろな論点整理が大切だと思っておりますので、これをもって、より検討すればいい段階ではないかと思いますので、そういう意味での目的をまず明確化して、誰の視点からこれらを考えていくかということを確認した後で､議論を進めていくべきではないかと思いますので、今のこの論点整理で結構ではないかと私は思っています。

それから、２点目でございますが、企業会計につきましては、導入ということについては、私は反対するものではないのですが、時期、並びに整備基盤も考慮する必要があると思っております。

企業の会計というのは、いろいろ目的がございまして、その目的によって、企業会計も異なっております。例えば、金融商品取引法というものに基づいて、公認会計士は上場企

業の監査をしておりますが、この場合におきましては、株を求められる方たちに対して、どういう情報を提供しているかという観点からの企業財務の情報提供をしておりますが、一方で、会社法におきまして、我々は大会社の監査をさせていただいておりますが、この場合の計算書類に関しましては、どちらかというと、債権者を保護するために、配当可能利益を念頭に置いた中での計算書類がつくられているという形になっておりますので、また違う処理がございます。そのようなこともありまして、目的を考慮した中で、こちらの企業会計を導入するかどうかということも検討する必要があるのではないかと思っております。

こちらに記載されておりますように、資料では主たる特徴としまして、複式簿記と発生主義と書いてございます。まさにそのとおりでございまして、あくまでも収益と費用というものを考えての企業会計でございますが、現在のところ、政治資金規正法におきましては、入金と出金を中心にして考えておりますので、そういうものに発生主義がほんとうに親しむのかどうかというところからも検討しなければいけないのではないかと思います。

そのことによって、今も谷口委員から御指摘がありましたように、やはり企業会計を導入して、発生主義を持ってまいりますと、監査人に対して、収入に関する網羅的な収入とか、支出に関する監査を要求することになりますので、今の時点ではまだ時期が早くて、やはり政治資金規正法の考え方をまとめて、その中で議論をしていくべきだと思っておりますので、それらの政治資金規正法自体の整備の基盤というのですか、会計に対する考え方の基盤を再確認した中で、次の段階として考えるものではないかと思いますので、私もやはりこの論点の整理にとどめておくことで十分ではないかと思っております。

【上田委員長】　日出委員、お願いします。

【日出委員】　まず１つ、支出の区分の問題でございます。現実的に、３ページの上の段でしょうか。例えば、政治活動費について、組織活動費が挙げられた場合には、内訳として大会費、行事費とか、これが一番小さな科目と称されている状態でございます。これを入れますと、この収支報告書の科目数がかなり多くなっているのが現状です。

実際にこれまで収支報告書を書いてきたことが何回かあるんですけれども、組織活動費を書いて、なおかつその中で大会費、行事費と区分ごとにまたこれを取りまとめるというのは、まとめるほうとすると、なかなか面倒なんです。

簡単に言うと、政治活動費の中についての科目というのは、中分類的な科目になっていて、一番最初の科目がこの大会費、行事費になっているので、できれば、まず最初にこれ

を中分類のところでまとめてしまうのが一番簡便ではないかと、小分類にするメリットがどこにあるのか、それだけの比較をするような、政治資金規正法の枠の目的の中に何かそういったものがあるのかどうか、ここはちょっとお尋ねしたいところなんですが、差しさわりがないのであれば、やはり科目は少なくするべきだというのが、事務負担的にも一番よいことではないかと思うので、科目の分類については、そういった基本的な考え方を持っております。

それから、企業会計については、今いろいろな公的な団体、特に東京都なども複式簿記を導入いたしまして、発生主義を入れたものを現実的にやっているという状況とか、現在の単式簿記自体は非常に時代おくれと言ったら語弊があるんですけれども、その辺は一歩踏み出す必要性があるのではないかと考えております。

したがって、この政治資金と言われる、特に政治家の方々の財務の状況を知らしめるためにも、今の民間の方々が一番見てわかりやすい方法というのは、どちらかというと、複式簿記に乗った財務書類のほうがわかりやすいのではないかと、私はかねがね思っております。

また、政治資金監査の実務を見ましても、大勢の税理士から言われるのが、複式簿記でないので、どうしても現金預金、特に普通預金なんかは、全く収支報告の財産としてあげなくてもいい。簡単に言うと、普通預金に１億円あっても、これは収支報告には、繰越金という中で報告されるだけで、内訳は何も出てこないというのが現状なので、そういったこととか、あとは、いろいろな支出があっても、それが実際には資産に計上されるものがあるのであれば、今は１００万円というルールがありますけれども、それ以内であれば、９９万円のものを１００個買っても、これも資産として全然載せられないという形になってしまうということに、非常に疑問を呈する先生方も多いですし、私自身もそう思っているので、この複式簿記の導入については、こういった状況下、国民の方々の目線というのも、昔と同じような目線ではないと思いますので、できればこれについての論議は深めていく必要があるのではないかと思います。

確かに委員会として建議する内容かどうかということはあるかと思いますけれども、報告をされているということについての報告書の透明性とか、報告をするというそのものの目的に合致するかどうかという観点からすれば、当然書かれる手段としての単式簿記がいいのか、複式簿記がいいのかという大きな論点は当然あるので、それはまた分解していけば、収入とか、そっちのほうの監査もやるのかということにつながるかもしれませんけれ

ども、どうかこの委員会の中では、この点も踏まえた上で、これについての議論は深めていくべきだと思いますし、当然これも委員会限りのものではなくて、公開した形で行っていったほうがいいのではないかとは思っております。

【上田委員長】　では、牧之内委員、何か御意見ございますか。

【牧之内委員】　はい。支出区分の話につきましては、考え方をあまり大きく変えるということは、かなり慎重であるべきだと思います。ただ、政治活動費と経常経費の区分がなかなかしづらいというところがあれば、それは個々具体の事例等に即しながら、考え方などの精度をさらに高めていく必要があるのではないかということ。

それから､政治活動費の組織活動費を大会費とか何とかというのに区分するというのは、日出委員がおっしゃるように、あまり意味がないのではないかということで、逆に、組織活動費という言葉自身が、全てそこに吸収されてしまいがちな感じがしますので、まず、特定できるものを最初に出しておいて、最後のところに組織活動費、いわばその他を含めた組織活動費みたいな形に区分するということだったら、意味があるのではないかという程度です。

それから、企業会計につきましては、収支報告書の公表の目的というのがどこにあるのかということを考えなければいけないので、いたずらに政治団体の側に負担を多くしていくということは慎重にしたほうがいいし、特に企業会計を導入するということで、バランスシートをどう明らかにするかという、財務状況を見るというところに主眼があるとすると、政治団体に対して財務状況がどうかということを見る意義は、それほど大きなものがあるんだろうかと。

そうではなくて、やはり収支報告書というのは、誰から幾らもらっているかという収入がどうかというのが最大であって、ただ、この監査は事実と違う支出区分でいろいろ計上されているというところが問題になったから、そこのところが監査の対象になったということですので、この企業会計を導入するということは、もちろん検討はする必要があるのかもしれませんけれども、これは相当大きな問題だなということでございます。

特に、財務状況の収支のバランスがどうか、資産保有状況はどうかということをちゃんと見ていくために、これを検討するんですということになると、現在の政治資金適正化委員会の役割をちょっと超えたところに踏み込んでいくということになりますので、これを表に出していくということについては、谷口委員とちょっと違うんですけれども、ある程度考え方なりが出てくるとか、ほんとうに進めるべきだとかというときに、そういうとこ

ろまでいったらいいけれども、現段階で我々委員会がこれを検討の対象にしていると言って投げかけるというのはいかがかなと、私はちょっと慎重な考え方でございます。

【上田委員長】　今日のところはこういう御意見があるということで、論点整理というか、検討事項についての御意見ということで、この辺で終わりたいと思います。

では、次のテーマにいきまして、第３の議題、「政治資金監査に関するＱ＆Ａの追加・改定について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】　それでは、資料３の御説明をさせていただきます。政治資金監査に関するＱ＆Ａの追加・改定についてです。先ほど御説明いたしましたとおり、政治資金規正法施行規則の改正案は現在パブリックコメントにかかっております。こちらが原案どおり施行された場合に、施行日からＱ＆Ａを追加・改定したいというものです。

まず、Ｖ－４０です。こちらは、先ほど御説明した内容を世の中に広く知らしめるために、説明をしているものでして、振込明細書に支出目的が記載されている場合に、支出目的書を作成しなければならないのかという問いで、平成２４年に政治資金規正法施行規則が、これは改正されたという前提ですので、改正されて、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されている場合には、写しを提出することで、支出目的書を提出したことになり、別様で支出目的書を作成し、提出する必要はありませんということです。

２ページですが、４１番です。こちらも同様の趣旨で、公共料金をコンビニエンスストアや金融機関等に払った場合に領収書等に該当するのかということですが、コンビニエンスストアは、金融機関と異なります。為替業務ができませんので、コンビニエンスストアで公共料金を支払った場合には、代理受領契約を結んでいると通常考えられますので、コンビニエンスストアが請求書発行事業者の代理人となり、目的、金額、年月日が記載されていますと、政治資金規正法上の領収書等に該当することになります。

金融機関、基本的に銀行ですけれども、公共料金を支払った場合には、先ほどの議論にもありましたとおり、代理受領契約を結んでいる場合には、３事項が記載されている場合は、領収書等に該当し、代理受領契約を結んでいない場合でも、振込明細書に支出の目的、金額、年月日が記載されたものは、振込明細書の写しを提出することで、収支報告書と併せて提出しなければならない、提出したということになり、支出目的書を作成する必要はないということを、解説しているＱ＆Ａです。

３ページですが、Ｖ－１３、ここからは省令改正に伴いまして、表現ぶりを改正しているものです。下の改定前のＱ＆Ａを見ていただきますと、Ａ、アンサーでは、払込票兼受